

# 12月16日(日)午前7時～午後8時 衆議院議員総選挙



**投票所入場券  
を忘れずに**

**裏面**

**宣誓書兼請求書**

私は、第46回衆議院議員総選挙の当日、下記の事由に該当する見込みです。  
\* 次の各号のいずれかに○を付けてください。

|     |  |     |
|-----|--|-----|
| 第1号 | ア. 仕事 イ. 学業 ウ. 地域行事の役員<br>エ. 本人又は親族の冠婚葬祭<br>オ. その他<br>* 上のアからオのいずれかに○を付けてください。オの場合は具体的に記載してください。 | に従事 |
| 第2号 | 1号以外の用事又は事故のため、次に外出・旅行・滞在<br>[ア. 八幡市以外 イ. 八幡市]<br>* 上のア又はイのいずれかに○を付けてください。イの場合は具体的に記載してください。     |     |
| 第3号 | ア. 疾病、負傷、出産、身体障害等のため歩行困難<br>イ. 刑事施設、労務場、監置場等に収容<br>* 上のア又はイのいずれかに○を付けてください。                      |     |
| 第5号 | 住所移転のため、八幡市以外に居住   |     |

上記は真実であることを誓い、併せて投票用紙の交付を請求します。

平成 年 月 日  
八幡市選挙管理委員会委員長 様

|     |         |    |
|-----|---------|----|
| 氏名  | 明・大・昭・平 | 年  |
| 現住所 |         | 日生 |

八幡市選挙管理委員会  
電話 983-1111(代)

**期日前投票**

期間：公示の翌日(水曜日)から投票日の前日(土曜日)まで  
ただし、国民審査は投票日の7日前(日曜日)から  
\* 土曜日、日曜日、祝日も受付しています。  
時間：午前8時30分～午後8時  
場所：市役所1階警備員室前 第1会議室

○ 投票日(期日前投票日)に有権者でない方は投票できません。

**表面**

郵便はがき  
料金後納郵便  
選挙事務

様

|                                 |                                      |    |    |
|---------------------------------|--------------------------------------|----|----|
| 衆議院議員総選挙 投票所入場券<br>最高裁判所裁判官国民審査 |                                      |    |    |
| 投票日時                            | 平成 24 年 12 月 16 日<br>午前 7 時 ~ 午後 8 時 |    |    |
| 投票所                             |                                      |    |    |
| 投票区                             | 頁                                    | 番号 |    |
| 氏名                              |                                      |    | 性別 |

区分

A0220100006190729A

投票所は「投票所入場券」に記載してあります。あらかじめご確認ください。

市は、事前にハガキの投票所入場券を有権者の皆さんに郵送します。投票日には投票所入場券を忘れずにお持ちください。

▼投票所入場券が12月12日になっても届かないときは選挙管理委員会へ問い合わせください。万一入場券を紛失されても、選挙人名簿に登録されていれば投票できます。投票日に投票所の係員までお申し出ください。

★投票所入場券の裏面を宣誓書兼請求書にしています。

期日前投票をされる場合にご利用いただけます。記入されている場合は、直接受付にお渡しください。



## 期日前投票をご利用ください

12月5日(水)～12月15日(土)午前8時30分～午後8時  
市役所1階西側・第1会議室(警備員室前)

期日前投票は、投票日に仕事や用事などがある人が投票日の前に投票できる制度です。投票日の投票と同じように投票用紙に記入し、投票箱に投票していただきます。

次の理由で投票所に来られない人は、ご利用ください。

▽当日、仕事等がある人(仕事場が投票区の区域内でもかまいません。親族の冠婚葬祭に出席される場合もこれに該当します)

▽当日レジャーや買い物など私用で投票区の区域外へ出かける人

※土・日も同じ時間で受け付けています。印かんは不要。投票所入場券をお持ちください。

ただし国民審査の期日前投票は、12月9日(日)から12月15日(土)までです。

■病院等の不在者投票施設や滞在地の選挙管理委員会でされる不在者投票は今までとおりです。



◆選挙に関する問い合わせ 八幡市選挙管理委員会(市役所2階) ☎983-5635(直) ☎983-1111(代)

# 衆議院議員総選挙

## 午前7時～午後8時 分～ 市文化センター小ホール

平成24年11月16日に衆議院が解散されたことにより「衆議院議員総選挙」が12月4日（火）に公示され、12月16日（日）に投票が行われます。今回の選挙は、小選挙区選挙、比例代表選挙と併せて最高裁判所の裁判官としての適否を問う国民審査が行われます。投票日の午前7時から午後8時まで、市内24カ所で投票所を開設します。私たちの代表を決める大切な選挙です。大切な一票を投じましょう。

### 八幡市で投票できる人は

八幡市で投票できる人は、次の条件をすべて満たしている人です。

- ①日本国民で、平成4年12月17日以前に生まれた人
- ②平成24年9月3日以前から引き続き八幡市の住民基本台帳に登録されている人

### 転居された人は

市内の中で住所変更された場合は、届出日によって投票所が変わります。

【11月22日までに届け出した場合】

新しい住所地の投票所で投票していただくことになります。

【11月23日以降に届け出した場合】

転居前の住所で選挙人名簿が作成されています。

### 最近転入された人は

平成24年9月4日以降に八幡市へ転入届をされた人の投票場所は、前住所地です。この場合、前住所地の選挙区の候補者を選ぶことになります。



## 投票はこのように

今回の選挙は、衆議院小選挙区選出選挙(京都6区)、衆議院比例代表選出議員選挙、最高裁判所裁判官国民審査です。投票所では、ここに掲載した方法で投票していただきます。

※一部の投票所では、図の投票方法と異なる場合があります。ご注意ください。

|       |                           |
|-------|---------------------------|
| オレンジ色 | 小選挙区選出議員<br>(候補者の氏名を記入)   |
| うす青色  | 比例代表選出議員<br>(政党などの名前を記入)  |
| 白色    | 国民審査<br>(やめさせたい裁判官に×印を記入) |



次に比例代表の投票用紙(うす青色)と国民審査(白色)をお渡しします



〈比例代表〉政党などの名前を書いてください  
〈国民審査〉やめさせたい裁判官は×印を、そうでない場合は何も書かないでください

## 選挙公報を配布します

「選挙公報」は、選挙で候補者を選ぶときの大切な資料となるものです。この選挙公報は投票日の2日前(12月14日)までに各家庭にお届けします。

◆投票日の2日前になっても届かない場合は、市選挙管理委員会へ問い合わせください。

## 在宅障がい者は

## 郵便投票も可能

が明確でないときは、京都府知事が①から③の障がいと同程度と認めた場合

【郵便による投票手続き】

- ▼郵便投票証明書の交付を受けている場合
- 選挙管理委員会事務局に投票用紙請求書を備えていますので、郵便投票証明書を添えて請求にお越しください。郵送でも代理人でもできます。
- ▼郵便投票証明書の交付を受けていない場合
- 早めに身体障がい者手帳か戦傷病者手帳もしくはは介

身体障がい者(戦傷病者) がいの程度が1級(特別項

か戦傷病者手帳もしくはは介

# 第46回衆議院議員総選挙



**投票** 12月16日(日)午前7時～午後  
**開票** 同日午後8時45分～ 市文

【**た場合**】  
新しい住所地の投票所で投票していただくことになります。

【11月23日以降に届け出した場合】

転居前の住所で選挙人名簿が作成されていますので、前住所地で投票していただくこととなります。

この場合「投票所入場券」が届かないことがありますので、市選挙管理委員会にて選挙人名簿への登録の有無を確認し、投票当日、投票所で投票所入場券の交付を受けてください。

また、転出された人でも、転出後一定期間(原則的に4カ月間)は、市の選挙人名簿に登録されています。転出された人でも八幡市で投票することが可能です。

平成24年9月4日以降に八幡市へ転入届をされた人の投票場所は、前住所地です。この場合、前住所地の選挙区の候補者を選ぶこととなります。

前住所地が遠方の場合、不在者投票の手続きをして投票することができません。

が、前住所地の選挙人名簿に登録されている必要がありますので、前住所地の選挙管理委員会へお問い合わせください。

短期間(約半年)に2回以上、住所変更(市内転居除く)をされていると今回の選挙では投票できない場合があります。該当される人は、なるべく早く、前住所地の選挙管理委員会へ問い合わせください。

身体障がい者(戦傷病者)または要介護者の皆さんは、不在者投票の特例として「郵便による投票制度」があります。この方法で投票ができるのは市の選挙人名簿に登録されている人で、身体障がい者手帳(戦傷病者手帳)の交付を受け、次の要件に該当する人、または介護保険の被保険者証に要介護5として記載されている人です。

## 在宅障がい者は郵便投票も可能

身体障がい者(戦傷病者)または要介護者の皆さんは、不在者投票の特例として「郵便による投票制度」があります。この方法で投票ができるのは市の選挙人名簿に登録されている人で、身体障がい者手帳(戦傷病者手帳)の交付を受け、次の要件に該当する人、または介護保険の被保険者証に要介護5として記載されている人です。

- ① 両下肢もしくは体幹の障がい(1級(特別項症から)または2級(第2項症まで)の人)
- ② 心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障がい(1級(特別項症から)または2級(第2項症まで)の人)
- ③ 免疫もしくは肝臓の障がい(1級(特別項症から)または3級(第3項症まで)の人)
- ④ 前掲の①から③の障がいのある人で、障がいの程度が1級(特別項症から)または3級(第3項症まで)の人

## 点字や代理投票は投票所の係員へ

投票のとき、目の不自由な人は、「点字」による投票ができます。候補者の名前を自分で記入できない人の場合は、投票所の係員が本人から直接

お聞きして、候補者の名前を投票用紙に記載する「代理投票制度」があります。秘密は厳守しますので、投票所の係員に、お気軽に申し出てください。

お聞きして、候補者の名前を投票用紙に記載する「代理投票制度」があります。秘密は厳守しますので、投票所の係員に、お気軽に申し出てください。

を持って請求にお越しください。郵送でも代理人でもできます。

▼郵便投票証明書の交付を受けていない場合

早めに身体障がい者手帳か戦傷病者手帳もしくは介護保険の被保険者証を持って選挙管理委員会事務局へ申請してください。なお郵便による不在者投票用紙などの請求期限は、12月12日(水)までです。

## 見つめよう 我が町 我が国 あなたの一票



市選挙管理委員会委員長 道上幸彦

衆議院が解散され、第46回衆議院議員総選挙が執行されることになりました。

選挙は、国民が政治に参加する最大の機会であり、民主主義の根幹をなすものです。有権者の皆さんが投票するこ

とは政治参加の第一歩、大事なことです。

投票所に行き、安心な社会、希望を持てる社会になるよう貴重な一票を投じましょう。すべての有権者の皆さん、投票所でお待ちしています。

## 海外に長期滞在の人は

国政選挙は、海外に滞在されている人にも投票する機会が与えられます。投票するには、事前に在外選挙人証の交付を受けておく必要があります。海外に長期滞在をされ、滞在中に執行される国政選挙の投票を希望される人は、滞在されている国の日本大使館や領事館等へ申し出て、在外選挙人の登録手続きをしてください。選挙区選挙・比例代表選出選挙とも投票できます。

その他の地方公共団体の選挙については、海外から投票することはできません。

市内のすべての投票所で、パソコンによる受け付けを実施します。

パソコンでの受け付けは、投票所入場券に記載しているバーコードを読み込むもので、受付時間が短縮されます。このため投票所入場券は折り曲げないで持参ください。×投票所入場券を持参しなくても投票できます。



パソコン受付実施

# 一票の重みが生み出す 明るい社会



## あなたの投票所はこちらです

| 第1投票所  | 第2投票所  | 第3投票所  | 第4投票所  |
|--------|--------|--------|--------|
|        |        |        |        |
| 第5投票所  | 第6投票所  | 第7投票所  | 第8投票所  |
|        |        |        |        |
| 第9投票所  | 第10投票所 | 第11投票所 | 第12投票所 |
|        |        |        |        |
| 第13投票所 | 第14投票所 | 第15投票所 | 第16投票所 |
|        |        |        |        |
| 第17投票所 | 第18投票所 | 第19投票所 | 第20投票所 |
|        |        |        |        |
| 第21投票所 | 第22投票所 | 第23投票所 | 第24投票所 |
|        |        |        |        |

### 投票所設置場所一覧

| 投票区 | 投票所(設置場所)     | 対象地域                                     |
|-----|---------------|--|
| 1   | 志水公民館         | 一区(一部)                                   |
| 2   | 二区公会堂         | 二区(双栗含む)                                 |
| 3   | 山柴公民館         | 三区(一部)                                   |
| 4   | 橋本公民館         | 橋本(一部)                                   |
| 5   | 川口コミュニティセンター  | 川口(高原を除く)・八幡(番賀・小西)                      |
| 6   | 八幡人権・交流センター   | 六区                                       |
| 7   | 上区公会堂         | 上区                                       |
| 8   | やわた流れ橋交流プラザ   | 中区                                       |
| 9   | 都児童センター体育館    | 下区                                       |
| 10  | 内里公会堂         | 内里                                       |
| 11  | 戸津公会堂         | 戸津(一部)                                   |
| 12  | 美濃山公会堂        | 美濃山・戸津(一部)・八幡(御幸谷の一部)                    |
| 13  | 長町南集会所        | 八幡(長町・樋ノ口)・川口(高原)                        |
| 14  | くすのき小学校       | 男山(金振・竹園の一部)                             |
| 15  | 男山第二中学校       | 男山(石城・弓岡)                                |
| 16  | 中央センター集会所     | 男山(八望・泉)                                 |
| 17  | 男山第三中学校       | 男山(美桜・長沢・笹谷・雄徳・指月)                       |
| 18  | 橋本小学校         | 橋本(一部)・西山                                |
| 19  | くすのき保育園       | 三区(一部)・石清水ビューハイツ含む                       |
| 20  | (旧)八幡第四小学校    | 男山(吉井・松里)・八幡(安居塚・中ノ山・南山・備前・長谷の一部)・福祿谷の一部 |
| 21  | 南センター集会所      | 男山(香呂・竹園の一部)                             |
| 22  | 柿ヶ谷集会所        | 八幡(柿ヶ谷・長谷の一部)・福祿谷の一部                     |
| 23  | コミュニティセンター月愛  | 八幡(月夜田・山田・砂田・武蔵芝・久保田・水珀・一ノ坪・御幸谷の一部)      |
| 24  | 美濃山コミュニティセンター | 欽明台・岩田大谷・内里大谷                            |